

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成26年8月12日開催）

付議事案名：「国立市いじめ防止対策推進条例」の素案及び「国立市いじめ防止対策推進基本方針（素案）」について

提案課 教育委員会教育指導支援課

議事要旨公開・時限非公開の別

決裁後公開します () をチェックした場合、その理由
 () 後公開します

1. 付議事案の概要

（付議目的）

国立市におけるいじめの防止等のための市の施策に関する基本的な事項を定め、総合的かつ効果的に推進することを目的とする「国立市いじめ防止対策推進条例」の素案及び国立市立学校におけるいじめ防止等の対策を、市・学校・地域市民・家庭その他の関係機関が相互に連携し、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める「国立市いじめ防止対策推進基本方針（素案）」を作成する。

（経過及び現状）

- （1）平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」が施行
- （2）平成26年7月2日「東京都いじめ防止対策推進条例」が施行

（具体的な措置）

条例素案及び基本方針（素案）を作成し、第3回国立市議会総務文教委員会に報告する。その後、教育委員会ホームページ等で市民等からのパブリックコメントを実施し、11月の定例教育委員会を経て、12月市議会に条例案を提案する。

2. 集約

基本的に原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし指示のあった事項については調整する。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑】

- ・条例の制定主体はどこか。
条例であるので、国立市となる。
- ・条例の対策委員会と調査委員会の違いはなにか。
対策委員会は、法の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置する必置機関であり、学校において重大事態が発生した場合には、調査を行わなくてはならない。調査委員会は、市長が必要があると認めるときに設置できる機関で、再調査を行うことができるものである。
- ・基本方針の中に、子どもたちの自主的な取り組みに関する記載はあるか。
国立市立小・中学校におけるいじめの防止等を推進するためという項目の中で、児童・生徒に自覚を促すことや、児童・生徒による主体的な取組を支援するといった考え方を記載している。
- ・国立市いじめ防止対策推進条例では、私立学校は対象にならないのか。
市の条例対象とはならない。私立学校については、東京都の条例の対象となっている。
- ・条例の調査委員会を設置する根拠は、当該条例だけで良いのか。
当該条例で設置することができるため、個別の設置条例は不要である。
- ・条例に規定されている重大事態とは、何か。
法に定義されているとおりである。
- ・児童・生徒に対する人権教育は難しい部分もあると思うが、どのように取り組んでいるのか。
人権に関する年間指導計画をたてて、道徳授業等の日常教育において取り組んでいるところである。

【指示事項】

- ・基本方針と条例については、文言・内容の整理が必要なので、確認のうえ対応すること。